



# 管理組合だより(特別号)

平成 26 年 1 月 17 日発行  
代表理事 大橋 伸一

## 川島議員発行の「新風会だより」に対する管理組合理事会との経緯

川島議員発行の「新風会だより」が管理組合理事会の真意・意図と大きくかけ離れており組合員の皆様に事実誤認の恐れのある記事が過去数度に亘り掲載され、その都度川島議員本人宛、掲載記事の訂正や事実認識（訂正要請）を伝えてまいりましたが、その後一向に私達、理事会の真の意図（考え方）を汲み取っていただけません。

それどころか益々エスカレートの一途をたどりその記事は驚愕の内容となっております。この一連のいきさつについて組合員の皆様に真実（事実）を知っていただきたく、今回の「管理組合だより（特別号）」を発行させていただきます。



### ◆過去の経緯



1  
回  
目

◆平成 24 年 9 月 20 日付・新風会だよりNo.18

【管理組合はアンテナ設置へ結論を出して、施工を急いでいる】

【毎月の管理費は毎年余剰金があり余剰分を修繕積立金に振り替えている。

従って UBC への加入選択しても、視聴料負担分は管理費引き下げして十分カバー出来る】

・・・等 7 項目の事実誤認記事掲載



★平成 24 年 10 月 5 日付で川島議員本人宛「理事会としての考え方・意見書」を提出  
《情報は事前確認をしっかりと行った上で正しい情報を掲載して欲しい旨申し入れ！》



2  
回  
目

◆平成 25 年 7 月 22 日付・新風会だよりNo.28

【議論をして結論を出すための臨時総会時に、一業者が来て説明をしていた。

2千数百万円からの工事、一業者のみの随契含みであったとしたら、管理組合と業者の関係を取り沙汰されても仕方がないと思う】

【「修繕積立金」減少による管理費の値上げを、検討している】

・・・等 5 項目の事実誤認記事掲載



★平成 25 年 9 月 17 日付で組合員のみなさまへ事実確認の広報誌発行。

《このような記事を公開するのであれば代表理事あるいは役員などの理事会関係者に事前確認や意見交換（調整）を行ってから発行するのが一般常識ではないでしょうか》・・・という旨を再度申し入れ。



そして今回！！



(裏へ続く)

◆平成 25 年 11 月 20 日付・新風会だよりNo.32  
【総会前に白紙委任状を集め、提案議題は全て開会前に可決状態になっている。  
意見があっても出席できない方には提案問題毎に意思確認できる方法を採用す  
べき】・・・等、あたかも管理組合が総会を意図的に操作しているような記事掲載

管理組合理事会の考え方



(1) 白紙委任状とは（定義）

受任者（委任先）の氏名や委任事項を記載しないまま〈白紙〉発行する委任状をいう。

(2) コモアしおつ管理組合の委任状形式（以下の項目が全て網羅されています）

- ・提出先・・・理事長宛
- ・委任先・・・「理事長委任」若しくは「指名代理人委任」（代理人の場合は確認印必要）
- ・委任者・・・組合員本人（街区番号・氏名・捺印）

（注）として「委任された代理人が欠席された場合」又は「代理人の記名、確認印」が無い  
場合に限り理事長を代理人とする委任状にする。

- ・委任事項・・・委任する決議案は全て「総会議案書」に掲載されています。

（本年の例でいくと議案書 1 ページ参照）

- ・「議決権行使書」・・・それぞれ決議案毎に賛否の意思表示が出来るようになっています。

※以上のように「いわゆる白紙委任状」に該当しないのは明白であると考えています。

◇一昨年「臨時総会」でも総会当日までは採決数には至っていませんでした！！

ここから今回の管理組合便り（特別号）の本論です！！



以上の経緯を踏まえて1月12日の理事会においてどのように対応するか検討いたしました。

その結果、理事会としても重要案件である「ブリッジ市道化」を推進するためには市議会議員の協力が  
是非必要であり何とか歩み寄りをしたほうがいだろうとの選択を採決いたしました。（コモアの為に）  
それに基づき理事長から1月19日（日）に多忙の中お集まりいただき、1丁目集会所で両市議会議員  
と理事会役員の懇談会を開催すべく申し入れを行い了承を取り付けていただきました。

ところが！！その翌々日（懇談会開催の快諾をいただいた矢先です！！）川島議員発行の「新風会だより  
No.34」がコモア内へ配布されました。

その内容は以下の通りです。（関連文言抜粋）：詳しくは配布された「新風会だより」をご覧ください。

- ・道路法 22 条を引き合いに出して・・・（中略）・・・都合のよい解釈をしている。
- ・公道化総意を得るため、次期総会に提案するとしている。（管理組合単独提案）

さらには！！

- ・「コモアブリッジ市道化認定推進について」の文書は事実誤認、組合員に対するミスリードと  
認め撤回の文書を発行し、理事長として責任を取ります。という結論になりました。

・・・などと言うもので私たち理事会の意向を完全に無視した内容で信義則を踏みにじる行為でした。

### ◆今後の理事会の考え方

以上が現在までの経緯（真実）であります。今回の事を受けて、私達理事会は両議員との懇談会  
も意味なし！と判断せざるを得ませんでした。両議員へは理事長から丁重に懇談会中止の断り電話  
をしていただきました。それにしても、歩み寄りの絶好の機会をこのような形で台無しにするとは  
理事会としても非常に残念極まりないものであります。

これを持ちまして、川島議員発行の「新風会だより」には一切関わりを持たない事といたします。  
今後組合員のみなさまには是非とも良識あるご判断を切にお願い致します。